

1 冬季ぽかぽか生活応援事業

原油価格高騰にかかる町の支援策として、低所得世帯の冬季の生活にかかる費用の一部を助成します。

<対象者>

世帯全員が非課税の世帯のうち ①70歳以上の方がいる世帯 ②身体障害者手帳1級、2級の方がいる世帯 ③療育手帳又は精神保健福祉手帳が交付されている方がいる世帯
④児童扶養手当を受給している世帯 ⑤生活保護世帯

<助成額>

1世帯1万円

<助成方法>

対象の世帯には通知しますので、保健センターまで申請書と口座番号がわかるもの（通帳等）を持参してください。郵送でも申請を受け付けます。

<支給時期>

12月17日（金）までの申請分は年内に支給します。その後の申請は1月以降に支給します。

2 子育て世帯への臨時特別支援事業

0歳から高校3年生までの児童を養育する方に対し、児童1人あたり10万円を支給します。

<対象者>

令和3年9月分の児童手当受給者（特例給付を含む）、高校生に相当する年齢の児童を養育している方、令和4年3月31日までに出生した新生児を養育する方

<支給額>

児童一人につき10万円

<支給方法>

公務員以外の児童手当受給者は申し込み不要で、児童手当受給口座に直接振り込みます。その他の方は申請が必要です。（公務員の方は所属庁から、その他の方は町から申請書を送付します）

<支給時期>

公務員以外の児童手当受給者及び12月17日（金）までに申請された方には年内支給します。その後に申請された場合は、1月以降に支給します。

※国の事業では支給対象者の所得制限がありますが、月形町では対象児童がいる全ての世帯に支給します。

3 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業

住民税非課税の世帯に対し、1世帯10万円を支給します。

<対象者>

①世帯全員が住民税非課税の世帯（課税者に扶養されている者のみの世帯除く）
②新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯

<支給方法、支給時期>

詳細が判明しだい、別途お知らせいたします。

